

令和 7 年度 甲種防火管理「再講習」のご案内

消防法施行令第 3 条の規定により、甲種防火対象物の防火管理に関する講習のうち、甲種防火管理「再講習」を次のとおり実施します。

1 講習日程等

- (1) 日 時 令和 7 年 12 月 5 日(金曜日)
受 付：午前 8 時 30 分から午前 9 時
講習時間：午前 9 時から午前 11 時 30 分
- (2) 会 場 佐渡市八幡 58 番地
佐渡市消防本部 2 階多目的ホール
- (3) 受講定員 100 名

2 受講対象者

収容人員が 300 人以上の特定防火対象物（集会場、飲食店、店舗、ホテル、病院等）の防火管理者は、甲種防火管理講習（新規または再講習）を受講した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して5 年以内ごとに受講が必要です。

受講義務のある防火管理者が期限内に受講しなかった場合、**消防法令違反**となります。また防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けている場合には、**認定取消**となります。

〔※参照 資料 1 「甲種防火管理再講習が必要な防火管理者」
資料 2 「甲種防火管理再講習を受講しなければならない期間」〕

3 申込要領

- (1) 申込用紙の入手方法
最寄りの消防署で入手していただくか、佐渡市のホームページからダウンロードして入手することもできます。
- (2) 受付期間 令和 7 年 11 月 5 日（水曜日）から 11 月 19 日（水曜日）まで
（※期間内の申込を厳守してください。）
- (3) 申込に必要なもの
- ① 甲種防火管理再講習受講申込書
 - ② 甲種防火管理講習（新規または再講習）修了証の写し
 - ③ 受講料 1,540 円

〔※受講料は、受講申込提出時に徴収します。欠席した場合は、
受講料の払い戻しはいたしませんので、ご了承ください。〕

(4) 受付場所

場	所	電 話
消防本部・中央消防署予防課	佐渡市八幡 58 番地	51－0123
両津消防署 予防係	佐渡市両津湊 343 番地 37	27－3555
海府分遣所 予防係	佐渡市鷲崎 917 番地 1	26－2511
相川消防署 予防係	佐渡市相川栄町 27 番地	74－0119
高千出張所 予防係	佐渡市高千 1014 番地 1	78－2045
南佐渡消防署 予防係	佐渡市羽茂本郷 196 番地 2	88－3119
前浜分遣所 予防係	佐渡市松ヶ崎 844 番地	81－2550

4 受講時の留意事項

(1) 持参品

① 顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)

※(顔写真付き確認書類の用意が出来ない場合は、健康保険証とキャッシュカード・クレジットカード・預金通帳等で氏名の確認ができるものを 2 点ご持参ください。)

② 筆記用具

(2) 講習用テキスト等は、講習会当日会場でお渡しします。

(3) 全過程の講習修了後に修了証(カードタイプ)を交付します。

遅刻、早退、欠席及び代理受講等の場合、修了証は交付できません。

5 その他

講習についてのお問い合わせは、佐渡市消防本部予防課予防係または、最寄りの消防署までお願いします。

甲種防火管理「再講習」が必要な防火管理者

Yes 

No 

あなたが選任されている防火対象物は
特定用途防火対象物（※１）ですか？



あなたは甲種防火管理講習（※２）
の課程を修了していますか？

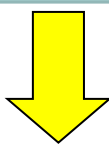
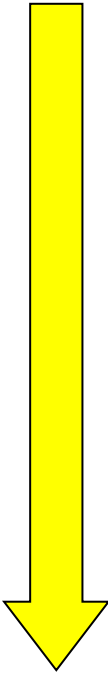


あなたの選任されている防火対象物の収容人員は
300人以上ですか？

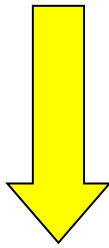


管理権原が
分かれていない場合

管理権原が
分かれている場合



管理する権原の範囲は、
収容人員が30人以上の特定用途防火対象物
（6項口は10人以上）、または、収容人員が
50人以上の非特定用途防火対象物ですか？



受
講
義
務
な
し

受 講 義 務 あ り
（ただし、「受講しなければならない期間」（資料２）に該当しない場合は除く。）

○用語の説明

※ 1 特定用途防火対象物とは

消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物の項別区分		防火対象物の用途
(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）等
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3) 項	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
(4) 項		百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場
(5) 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6) 項	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、知的障害者施設等要介護者、重度障害者が利用する施設（通所施設は除く）
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター等通所施設、障害者支援施設等のうち障害程度が軽いもの
	ニ	幼稚園、特別支援学校
(9) 項	イ	蒸気浴場、熱気浴場
(1 6) 項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部に前各項の用途部分を含むもの
(1 6 の 2)		地下街

※ 2 甲種防火管理講習とは

都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は(一財)日本防火防災協会等の総務大臣の登録を受けたものが行う甲種防火対象物の防火管理に関する講習

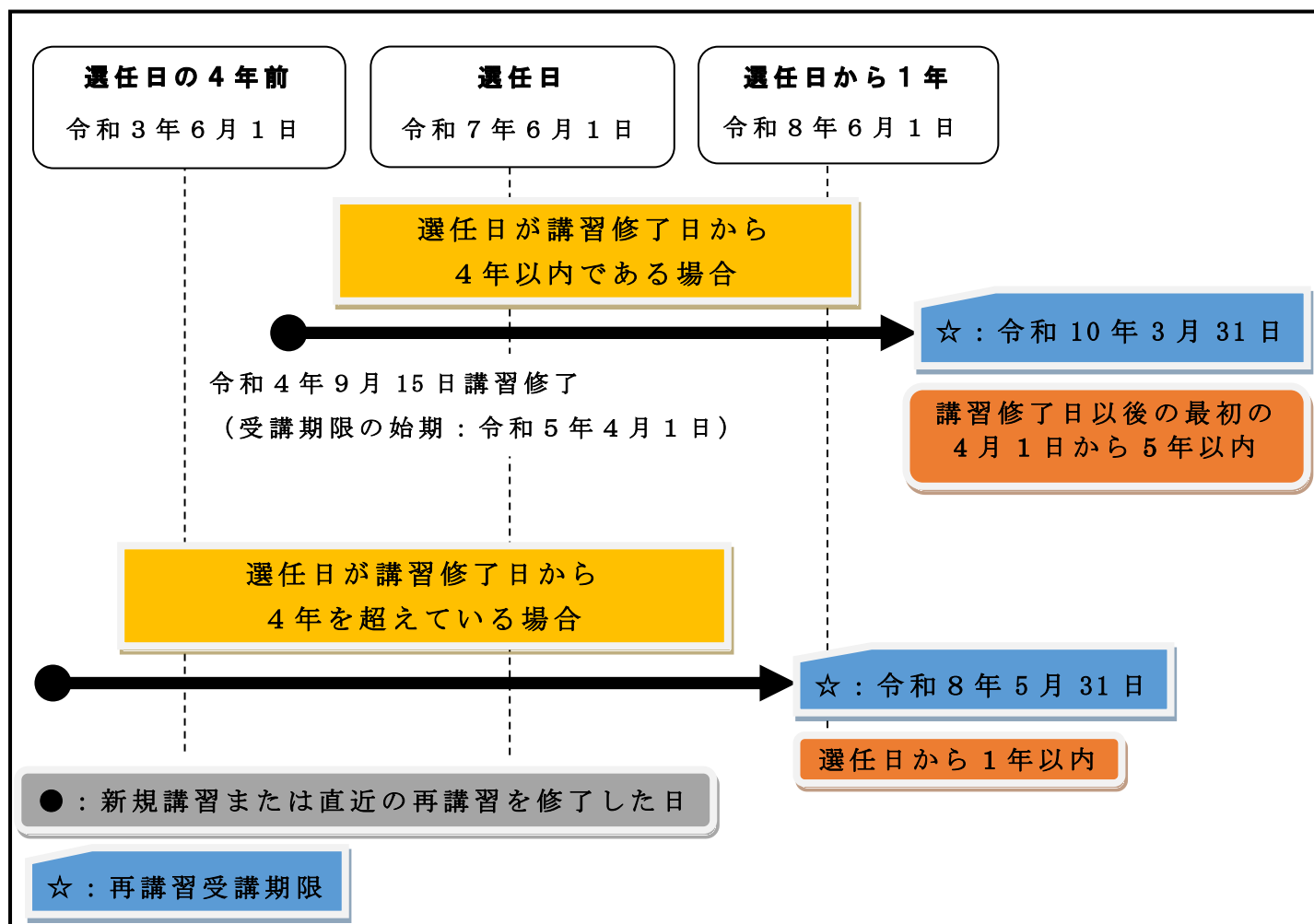
※ 3 甲種防火対象物とは

- ① (6) 項ロの用途を含むもので収容人員が 10 人以上のもの
- ② 特定防火対象物の用途で延べ面積が 300 ㎡以上、かつ収容人員 30 人以上のもの
- ③ 非特定防火対象物の用途で延べ面積が 500 ㎡以上、かつ収容人員 50 人以上のもの

※ 4 非特定用途防火対象物とは

特定用途防火対象物以外の防火対象物

甲種防火管理「再講習」を受講しなければならない期間



※ 甲種防火管理者「再講習」の受講期限

- ① 選任日が講習修了日から4年以内 ⇒ 講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内
- ② 選任日が講習修了日から4年を超えている ⇒ 選任日から1年以内
- ③ 以後同様(直近の再講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内)

佐渡市消防本部での甲種防火管理者「再講習」は、1年に1度しか実施していません。受講期限を確認し、機会を逃すことのないよう必ず受講をお願いします。

※ 再講習の受講期限を過ぎてしまうと・・・

防火管理者未選任の消防法令違反です。

また防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けている場合、認定取消となりますのでご注意ください。